

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「信頼の経営」を経営理念としており、「高品質の特殊鋼づくり」を通じて、豊かで文化的な社会の実現に貢献するとともに、社会を構成する一員としての責任を果たすことにより、社会からの信頼の獲得を目指します。また、お客様のニーズを迅速・的確にとらえ、高品質の特殊鋼製品を適切に提供することにより、お客様からの信頼の獲得を目指します。そして、あらゆるステークホルダーの皆様とのコミュニケーションに努め、社会規範に則り自律的に行動することを通じて、人と人との信頼を築いてまいります。これらのことが、企業存続の要件であり使命であると認識しています。

これを実現するために、当社は、当社グループの事業に適したコーポレート・ガバナンスの仕組みを整え、経営の効率性・健全性・透明性等の向上に向け、コーポレート・ガバナンスの強化に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4 - 8 - 2】(独立社外者のみの会合等)

当社は現在、2名の独立社外取締役を選任しており、十分な実効性を確保できていると認識しております。また、代表取締役と監査役との定期的会合には社外取締役が同席し、適正かつ円滑な情報交換を実施するなど十分な連携が図れていると考えておりますが、独立社外者のみの会合や筆頭独立社外取締役を置くことにつきましては、必要に応じ検討いたします。

【補充原則4 - 10 - 1】(重要事項に関する独立社外取締役の関与・助言)

当社において、取締役・監査役候補者の指名については、社外取締役を含む取締役会が定めた指名方針に基づき、方針に合致した人物を取締役会で審議のうえ決定していること、また、報酬の決定については、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で、社外取締役を含む取締役会で定めた役員報酬決定方針に則して決定していることから、いずれも適切に関与いただいていると考えておりますが、任意の諮問委員会等の設置につきましては、今後、検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 3】(資本政策の基本的な方針)

当社の資本政策は、当社企業価値の持続的な向上を目的として、「財務健全性の確保」「戦略的投資」「株主還元」の3つのバランスを取りながら行うことを基本方針としております。

「財務健全性の確保」「戦略的投資」に関しましては、IRR、D/Eレシオ、ROE等を重要な経営指標とし、中期的な目標を設定しております。また、「株主還元」につきましては、連結配当性向25～30%の間で年間配当を実施することといたしております。

【原則1 - 4】(政策保有株式)

当社は、営業上の取引関係の維持・強化、提携関係の維持・発展、事業活動の円滑な推進等を通じた当社の中長期的な企業価値の向上を目的に、政策保有株式(当社関係会社株式以外のすべての株式)を保有しております。また、個別の政策保有株式について、毎年取締役会で、保有の目的、取引状況等を踏まえて保有の合理性を検証し、保有の妥当性が認められないと判断する株式については、取引先との対話・交渉を実施しながら縮減の方向で進めます。

政策保有株式に係る議決権行使については、当該企業の企業価値向上に資するものであるか、また当該企業との取引状況等を踏まえ当社グループの企業価値の向上に資するものであるかを勘案し、議案ごとに賛否を判断のうえ、適切に議決権を行使します。必要に応じて、提案の内容等について当該企業と対話していきます。

【原則1 - 7】(関係当事者間の取引)

当社と取締役との取引については、利益相反取引に該当する場合は、法令及び社則である「取締役会規則」に基づき、取締役会での承認と報告を行い、いずれの取引も会社に損害を与えるものではないことを確認しております。

当社と監査役その他の関連当事者との間の取引につきましても、法令に従い、取引の重要性や性質に応じて適切に開示しております。

【原則2 - 6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、従業員の福利厚生の一環として確定拠出年金制度を導入しておりますが、アセットオーナーとして企業年金の積み立て等の運用に関与していません。

【原則3 - 1】(情報開示の充実)

(1)経営理念、経営戦略・経営計画

当社の経営理念及び中期経営計画等につきましては、当社ウェブサイト等にて開示しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針

本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

月次報酬につきましては、求められる能力と責任に見合った水準、及び常勤・非常勤の別に応じた職務の内容を勘案し、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で、取締役会での決議により各取締役に係る月次報酬額を決定しております。

また、賞与につきましては、月次報酬と同様に、求められる能力と責任に見合った水準、及び常勤・非常勤の別に応じた職務の内容を勘案し、株主総会で承認を得た取締役分の賞与を、取締役会での決議により各取締役に配分しております。

なお、当社は役員退職慰労金制度を廃止しております。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続き

経営陣幹部の選任については、各人がその役割・責務を適切に果たし、当社グループ事業の経営課題に的確に対応しうる最適な体制となるよう、取締役会において性別・年齢・国籍等の区別なく個人の実験・識見・専門性を判断した上で決定することを方針としております。また、取締役・監査役候補の指名については、上記の条件に加えて、取締役会や監査役会全体としての規模やそれを構成する候補者のバランスも考慮した上で決定することを方針としております。以上の方針につきましては、取締役会にて決議しております。

なお、監査役候補の指名については、事前に監査役会の同意を得たうえで、取締役会に付議することとしております。

経営陣幹部の解任については、その職務執行に不正または重大な法令違反もしくは定款違反等があった場合や各人がその役割・責務を果たすことができないと認められた場合は、取締役会において総合的に判断した上で決定することを方針としております。

なお、取締役・監査役の解任については、取締役会での決議を経て株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって決定いたします。

(5) 取締役・監査役候補の個々の選解任・指名についての説明

当社は「定時株主総会招集ご通知」の参考書類に個人の実験及び候補者とした理由を記載し、また、役員人事に係るプレスリリースに個人の実験及び候補者を含む当社の役員体制を記載することにより、取締役・監査役候補者の指名についての説明を行っております。

なお、社外取締役及び社外監査役の選任理由及び独立性については、本報告書の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の「取締役関係」及び「監査役関係」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4 - 1 - 1】(経営陣に対する委任の範囲の概要)

当社は、法令・定款において取締役会で決議すべきものと定められた事項及びこれに準ずる重要事項について、社則である「取締役会規則」において、具体的に取締役会の決議事項と定め、これら以外の事項にかかる意思決定は、社長その他の業務執行取締役それぞれ委任しております。

【原則4 - 9】(独立役員の独立性判断基準)

当社は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役(以下「社外役員」)の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員(その候補者も含む)が、次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社及び当社連結子会社(以下「当社グループ」と総称する)の業務執行取締役、その他の職員・従業員(以下まとめて「業務執行者」)である者、またはあった者
2. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な取引先(注1)
 - (2) 当社グループの主要な借入先(注2)
3. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
4. 当社グループから多額(注3)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
5. 当社グループから多額の寄付を受けている者(注4)
6. 当社の議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している当社の大株主、またはその業務執行者
7. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者の業務執行者
8. 過去3年間に於いて、上記2から7までのいずれかに該当していた者
9. 配偶者及び二親等内の親族が、上記1から8までのいずれかに該当する者(3項及び4項を除き、重要な者(注5)に限る)
10. 社外役員の相互兼任関係(注6)となる他の会社の業務執行者
11. 前各号の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

(注1) 主要な取引先とは、当社グループの製品等の販売先又は仕入先であって、年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。

(注2) 主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関であって、事業年度末の借入金残高が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

(注3) 多額とは、当該専門家への役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。

- (1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価(役員報酬を除く)が、年間1千万円を超えるときを多額という。
- (2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。

(注4) 当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。

当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。

(注5) 重要な者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

(注6) 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

【補充原則4 - 11 - 1】(取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

経営環境の変化に応じた機動的な意思決定と実効性のあるコーポレートガバナンスのしくみを整えるため、取締役会は、当社グループの事業内容や経営課題に適した規模とし、取締役会全体としての経験・識見・専門性のバランスや多様性にも考慮したメンバー構成にすることとしております。

また、当社の経営に対して客観的かつ高度な視点からの提言、及び監督を期待し、社外取締役を配置しております。

【補充原則4 - 11 - 2】(取締役・監査役の上場会社の役員との兼務状況)

当社は、取締役・監査役候補の決定にあたり、他の上場会社の役員との兼務状況など、各候補者がその役割・責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認しております。取締役・監査役の重要な兼職の状況については、「定時株主総会招集ご通知」の参考書類等において、毎年開示を行っております。当社ウェブサイトに掲載しておりますので、詳細につきましてはそちらをご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 3】(取締役会全体の実効性についての分析・評価)

当社では、毎年1回、各取締役及び各監査役が取締役会の実効性等に関する自己評価を実施し、その集計結果に基づき、取締役会にて議論を

行い、取締役会の実効性を高めるための改善につなげる運用としており、現在の取締役会のあり方や運営に実効性があることを確認しております。

【補充原則4 - 14 - 2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

当社は、取締役及び監査役に対し、研修等を通じて、会社法等の重要な法令に基づく責務や業務に関連する制度等の必要な知識取得の機会を設けております。

【補充原則5 - 1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主との建設的な対話を促進するための諸施策に取り組んでおります。株主・投資家との対話全般については、財務・総務担当取締役が統括し、財務部・総務部をはじめとする社内各部門が連携して、施策の充実に努めております。

具体的には、株主に対しては、株主総会において積極的な情報提供と丁寧な質疑応答に努めているほか、決算説明会や工場見学会などを通じて、当社の経営状況に関する理解促進と対話の充実に努めております。また、機関投資家に対しては、年2回の決算説明会等を通じて、当社の経営戦略、事業内容、業績等をご説明する他、国内外の投資家との面談や電話会議の実施等、対話の充実に取り組んでおります。こうした取り組みを通じて株主・投資家からいただいたご意見等につきましては、経営層に報告され、当社の経営に活かされております。

なお、インサイダー情報(未公表の重要事実)については、インサイダー情報に関する当社社則に従って適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本製鉄株式会社	28,863,844	51.44
山陽特殊製鋼共栄会	2,319,027	4.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,579,800	2.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,473,900	2.63
日本精工株式会社	1,467,837	2.64
株式会社三井住友銀行	1,139,200	2.03
株式会社みずほ銀行	728,500	1.30
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE HCR00	725,400	1.30
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	621,600	1.11
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	610,700	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無 更新 日本製鉄株式会社 (上場:東京、名古屋、札幌、福岡) (コード) 5401

補足説明 更新

- 「外国人株式保有比率」及び「大株主の状況」につきましては、2019年3月31日現在の状況を記載しております。
- 小数点以下第二位を四捨五入して記載しております。
- 当社は、2019年3月31日現在において自己株式1,212千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

親会社との取引に際しては、当社取締役会におきまして、当社と親会社との間の取引条件の妥当性については問題がないことを確認しております。

また、今後の日本製鉄グループとの取引につきましても、当社の社内規程に基づき、他社との一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とすることを決議しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社は、2019年3月28日に、日本製鉄株式会社（以下、日本製鉄）を引受先とする第三者割当増資を実施し、同社の連結子会社となりました。また、同日、当社はスウェーデンに本社を置く特殊鋼メーカーであるOvako AB社の全株式を日本製鉄から譲り受け、完全子会社化いたしました。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小林 敬	弁護士													
大西 珠枝	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

小林 敬	過去に検察官の職にあり、現在は弁護士の職にあります。	<p>法曹界における豊富な経験と幅広い見識を有し、また業務執行を行う経営陣から独立した立場にあることから、社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たし、また当社の経営に対して客観的かつ高度な視点から提言いただけるものと期待し、同氏を選任しております。</p> <p>また、同氏は、積水ハウス株式会社の社外監査役を兼職しておりますが、いずれも当社との間との間に顧問契約、その他の取引関係はなく、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の社外役員の独立性判断基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。これにより、同氏を独立役員に指定しております。</p>
大西 珠枝	文部科学省を退官された後、現在は玉川大学芸術学部教授、玉川大学教育博物館長を務めております。	<p>国、地方の行政機関や国立大学等の要職を歴任し、その豊富な経験と幅広い識見を有し、業務執行を行う経営陣から独立した立場にあることから、社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たし、当社の経営に対して客観的かつ高度な視点から提言いただけるものと期待し、同氏を選任しております。</p> <p>また、同氏は、当社との間に顧問契約、その他の取引関係はなく、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の社外役員の独立性判断基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。これにより、同氏を独立役員に指定しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査につきましては、監査役と会計監査人との協議を経て監査方針が策定され、この方針に基づいて監査が実施されております。また、監査役が会計監査人から会計監査にかかる報告・説明を受ける場を随時設けており、監査役と会計監査人が連携して監査に当たることとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大江 克明	他の会社の出身者													
要木 洋	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大江 克明		当社の主要な取引先である株式会社みずほ銀行に2011年まで在籍しておりました。	株式会社みずほ銀行等で培われた豊富な経験及び幅広い見識に基づき当社監査体制をより一層充実していただけるものと期待し、同氏を選任しております。 なお、同氏は当社の主要な取引先である株式会社みずほ銀行に2011年まで在籍しておりましたが、退職後3年以上経過しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。これにより、同氏を独立役員に指定しております。
要木 洋		当社の主要な取引先である株式会社三井住友フィナンシャルグループに2019年6月まで在籍しておりました。	株式会社三井住友銀行等で培われた豊富な経験及び幅広い見識に基づく監査を通じて、当社監査体制のより一層の充実を図ることができると期待し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の要件を満たす社外役員は、小林敬、大西珠枝及び大江克明であり、当社は、諸氏を独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所に届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、業績連動型報酬制度やストックオプション制度などは導入しておりませんが、月額報酬の一部を当社役員持株会に毎月抛出し自社株購入に充てる制度を導入し、購入した株式は退任時まで売却不可とすることから、中長期的な企業成長と株主価値の向上に連動する報酬制度の性格を持たせております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2019年3月期の取締役及び監査役の報酬等の額につきましては、以下のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く)330百万円(うち賞与60百万円)

監査役(社外監査役を除く)37百万円(うち賞与6百万円)

社外役員54百万円(うち賞与10百万円)

なお、取締役報酬等には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額5百万円(うち賞与3百万円)は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の月次報酬につきましては、求められる能力と責任に見合った水準、及び常勤・非常勤の別に応じた職務の内容を勘案し、株主総会で承認を得た範囲内で、取締役会での決議により各取締役に係る月次報酬額を決定しております。

また、賞与につきましては、月次報酬と同様に、求められる能力と責任に見合った水準、及び、常勤・非常勤の別に応じた職務の内容を勘案し、株主総会で承認を得た取締役分の賞与を、取締役会での決議により各取締役に配分しております。

なお、各取締役の月次報酬と賞与につきましては、取締役会の決議により代表取締役社長に再一任しております。ただし、代表取締役社長は、上記の方針により所定のルールの範囲内で決定しております。

監査役の月次報酬につきましては、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で、また、賞与につきましては、株主総会で承認を得た監査役分の賞与を、それぞれ監査役会の協議により決定しております。

役員賞与は業績連動報酬としており、その指標につきましては最終利益である「親会社株主に帰属する当期純利益」を使用しております。当利益を指標としている理由は、株主への配当額算定の基準と同様の指標とするためであります。当連結会計年度の同利益は、2018年4月27日に公表した業績予想値6,100百万円に対し実績は7,721百万円であります。なお、役員賞与の支給にあたっては、当利益の最低基準額(固定)を設定しており、それを下回る場合は支給いたしません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に對し、取締役会の開催に際して重要な事項につきましては、事前に説明しております。

社外監査役は、取締役会、監査役会、ならびに監査役会規則に基づいて行われている代表取締役と監査役の定期的会合を通じて、監査に必要な情報を取得し、監査にあっております。

また、監査役の職務を補助するため、取締役から独立した組織(監査役室)を設け、専任スタッフを配置し、社外監査役を含めた監査役の監査活動を補佐しております。

会計監査人や内部統制部門からも、適宜、報告・説明を受けるなど、監査に必要な情報を取得しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

当社は、取締役会決議により顧問及び相談役を定めることができる旨を定款に定めておりますが、現在対象者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、監査役制度を採用しております。

経営執行につきましては、社外取締役2名を含む取締役9名による定時取締役会(毎月開催)及び臨時取締役会(随時開催)において、重要事項の決定と職務執行の監督を行っております。また、取締役会をはじめとする経営上の意思決定を効率的に行うための経営会議(原則として月2回開催)やコンプライアンスの徹底、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を目的としたリスクマネジメント委員会、安全保障貿易管理委員会、環境保全委員会、総合予算委員会など、重要な業務事項の審議を行う全社委員会・会議を設置しております。なお、当社では、「方針決定・経営監督機能」と「業務執行機能」の責任区分を明確にし、また、多様化する経営環境の変化に対し迅速な意思決定を図るために執行役員制度を導入しております。

監査役監査につきましては、監査役会において、年度毎に監査方針を策定し、この方針に基づいて随時実施されております。監査は、社外監査役2名を含む4名の監査役により、取締役の職務執行だけでなく、内部統制面におけるリスク管理やコンプライアンスなどを対象に幅広い視点から行われ、その結果を踏まえて、代表取締役及び必要に応じて他の業務執行部門に対して監査意見が表明されていることから、経営監視機能の客観性及び中立性は確保されていると考えております。なお、当社は、監査体制の一層の強化を目的として、常任監査役制度を採用しております。また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

また、当社は、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結し、社外取締役または社外監査役として任務を怠ったことにより当社に損害が発生した場合において、当該社外取締役または社外監査役が善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、当社に対する損害賠償責任を負い、当該限度額を超える部分については、免責されることとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記の体制により、経営監視機能の客観性及び中立性が確保されていると考えております。
また、取締役会における多様な視点からの意思決定と、経営監督機能の充実を図ることを目的として、2名の社外取締役を選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年6月26日に株主総会を開催いたしました。その招集通知は2019年6月4日(法定期日は2019年6月11日)に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して定時株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに登録しております。
その他	<p>2019年6月26日に株主総会を開催いたしました。その招集通知を2019年5月28日に当社及び東京証券取引所のウェブサイトにおいて開示いたしました。</p> <p>また、2019年2月28日に「新日鐵住金株式会社を引受先とする第三者割当増資に係る募集株式引受契約承認の件」をご審議いただくことを目的に、臨時株主総会を開催いたしました。本総会の開催については、会社法第206条の2第4項において、特定引受人による募集株式の引受けについて、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主による反対通知がなされた場合に、株主総会による承認が必要である旨が規定されており、当該反対通知はございませんでしたが、本第三者割当増資の重要性に鑑み、本募集株式引受契約について株主の皆様のご承認を得ることが適切と判断し、開催したものです。</p> <p>また、その招集通知を2019年2月5日(法定期日は2019年2月13日)に当社及び東京証券取引所のウェブサイトにおいて開示いたしました。</p> <p>その他、主要シェアホルダー向けに、株主総会議案の付議趣旨等についてお知らせし、より詳しい説明が必要な場合は、訪問または電話会議等でご説明させていただく機会を設けております。</p>

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社の個人株主を対象に、工場見学会を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	社長または財務部担当取締役が出席する決算説明会を半期毎に開催しております。 また、IRイベントへの参加や、国内外機関投資家の訪問、IR取材等を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにおいて、決算短信、定時株主総会招集通知、事業報告、有価証券報告書、決算説明会資料、その他の参考資料をタイムリーに開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部において、IR活動を推進しております。	
その他	<p>証券アナリストなどからの要請に基づき、個別に取材をお受けしております。</p> <p>また、臨時株主総会の実施に向けた取り組みとして、個人株主向けに子会社化に関する説明会を開催し、アナリスト・機関投資家向けに個別説明を実施しました。</p>	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、(社)日本経済団体連合会の「企業行動憲章」の趣旨に則って制定した「企業行動指針」の中で、高い倫理観に根ざした事業活動の展開、良き企業市民としての社会との共生など、様々なステークホルダーの利益に配慮する当社の事業基本姿勢を明確にしております。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>環境保全活動及びCSR活動として様々な取り組みを展開しており、その実績は「CSR報告書」にとりまとめ、当社ウェブサイトなどを通じて開示しております。また、CSR活動の推進組織として、総務部がコンプライアンスも含めたCSR活動を展開しております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社は「企業行動指針」の中で、株主の皆様をはじめ、様々なステークホルダーに対して積極的かつ公正に企業情報を開示することを明示しております。</p>
その他	<p>当社は、“女性にとって働きやすい職場は、男性にとっても働きやすい職場である”との認識のもと、男女の区別なく能力を発揮して働ける職場づくりに取り組んでおります。</p> <p>具体的には、「2028年3月末までに女性従業員の比率を25%に引き上げる」ことを目標に掲げ、女性従業員の計画的な採用・職域の拡大、管理職への積極的登用、育児や介護などのライフイベントに直面した従業員の継続就業支援など、女性の活躍を支援する取り組みを進めております。</p> <p>2015年3月には、これらの取り組みが評価され、「ダイバーシティ経営企業100選」(経済産業大臣表彰)を、2019年3月には、「姫路市女性活躍推進企業表彰」を受賞いたしました。</p> <p>また、2019年2月には、経済産業省及び日本健康会議が選定する「健康経営優良法人2019(大規模法人部門)」(通称:ホワイト500)に認定されております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法をはじめとする関係法令の定めに基づき、取締役会において、内部統制システムの基本方針を以下のとおり決議し、内部統制システムの整備・運用・継続的改善を図っております。

(イ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念「信頼の経営」に基づくコンプライアンスを前提とした誠実、公正、透明な企業経営の実現のため、「企業行動指針」に則り法令・定款及び規程の順守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努める。これに必要な適正な業務遂行のための管理体制として、自律的な活動を全社的に展開することを原則とした内部統制システムを構築・運用するとともに、その継続的改善に努める。また、コンプライアンス教育の推進や内部通報制度の設置・運用、内部監査等を通じて法令順守体制の強化・充実を図る。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に基づいて文書または電磁的媒体に記録し、適正に保存・管理する。

(ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険を回避し、または顕在化した損失の危険に迅速かつ的確に対応をするため、リスクをその特性、及び必要な管理・統制の水準に応じて分類し、自律的内部統制の運用を通じたリスクマネジメント活動を推進する。また、リスクマネジメント活動のための社内規程及びマニュアルなどについて、その整備状況及び管理・推進体制を定期的に確認し、必要に応じて見直しを行う。

(ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役が効率的に職務を執行できるよう取締役会において各取締役が指揮すべき担当部門を予め設定するとともに、取締役会規則及びその他の社内規程を必要の都度及び定期的に確認することにより、決裁基準及び部署ごとの分掌業務が常に明確な状態を維持する。また、経営の重要な意思決定を効率的に行うため、経営会議をはじめ、意思決定に至るまでの審議を行う各種会議体を設置する。

(ホ) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社に対して、重要な業務執行に係る報告、ならびに各社の事業特性・規模・重要性等を踏まえた業務の適正を確保するために必要な体制(コンプライアンス・リスクマネジメント・業務執行に係る効率性確保等)の整備とその運用ならびに継続的改善を求め、そのために必要な支援を行うことにより、当社及び子会社から成る企業集団における内部統制システムの継続的改善に努める。

(ヘ) 監査役監査に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する使用人を配置するなど組織面及び人事面から、監査役の職務を補助する体制を整備するとともに、その維持・管理に努め、監査役の職務を補助する使用人は、業務執行取締役及びその指揮命令系統から独立し、監査役または監査役会の指示に従ってその職務を行う。

また、当該使用人の人事異動は、監査役会の意見を尊重して行い、当該使用人の人事評価については、監査役会からの求めに応じて、評価理由などを開示する。

取締役及び使用人、ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人またはそれらの者から報告を受けた者は、当社及び子会社から成る企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、監査役から報告を求められた事項及びその他監査役の監査に関係のある重要事項を監査役に報告する。なお、当社は、当該報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由に不利益な取り扱いを行わない。

当社は、監査役の職務執行に係る費用について、当該費用が職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

また、監査役の監査の実効性をより高めていくため、代表取締役と監査役との定期的な会合を行うなど適正かつ円滑な情報交換の機会の確保に努める。

当社では、内部統制システムを業務の適正性、財務報告の信頼性などの一層の向上を図るためのものと位置づけしており、同システムを構築・運用するとともに、その継続的改善に努めることにより、法令及び定款に適合した職務執行をより確実なものにしてまいりたいと考えております。

なお、当社は、企業としてとるべき行動規範を定めた「企業行動指針」を策定するとともに、「企業行動指針」に基づき事業活動の中で順守すべき行動の手引きとして「行動基準」を定め、役員及び従業員に対してその周知徹底を図っております。

また、企業倫理担当役員の選任、コンプライアンス相談窓口の設置などを定めた「コンプライアンス相談窓口運営規程」や、上記「内部統制システムの基本方針」に基づく、当社の内部統制システムの構築とその運用の管理について定めた「内部統制基本規程」を制定し、コンプライアンス推進体制を整備しております。

当社は、今後も企業経営上の種々の法令・ルールを順守する必要性や意義について定期的に社員教育を実施することで、より高い倫理観の涵養に努め、当社のみならず当社グループ全体の経営の健全性の維持・向上を図るとともに、高い倫理観に根ざした事業活動を推進することにより、「事業を通じて社会貢献を果たす」という企業の使命を実践してまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に関しましては、当社は企業行動指針に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には毅然と対応し、関係遮断を徹底する」旨を定め、企業としての基本的な考え方を明確にしております。

また、企業行動指針に準拠する「行動基準」においても、当社及び当社の役員・従業員が事業活動の中で順守すべき具体的な基準を示すとともに、警察等関連機関とも連携を図りながら、反社会的勢力との関係断絶に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、「社会からの信頼」、「お客様からの信頼」、「人と人との信頼」の3つを柱とする「信頼の経営」を経営理念に掲げ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保と向上に取り組んでおります。高品質の特殊鋼づくりを通じて、豊かで文化的な社会の実現に貢献するとともに、社会を構成する一員としての責任を果たすこと、お客様のニーズを迅速・的確にとらえ、高品質の特殊鋼製品を適切に提供すること、あらゆるステークホルダーの皆様とのコミュニケーションに努め、社会規範に則り自律的に行動することは、企業としての社会的責任であると同時に、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保と向上につながるものであるとの認識であります。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記の考え方を十分に理解し、将来にわたって当社の企業価値及び株主共同の利益の確保と向上を指向する者でなければならぬと考えております。

従って、当社は、第三者による当社株式の大量買付け行為等により当社の企業価値及び株主共同の利益が損なわれることを防ぐため、当該第三者が順守すべき大量買付け行為等に係る適正なルール(以下「適正ルール」といいます)を定めておりました。

しかしながら、当社は、2019年3月28日付で日本製鉄を引受先とする第三者割当増資を実施し、これにより、当社は日本製鉄の連結子会社となりました(以下「本子会社化」といいます)。本子会社化後も、当社株式は株式会社東京証券取引所において上場を維持しておりますが、本子会社化及び上場会社株式の公開買付け規制に係る法制面の整備等の諸状況を踏まえ、当社が適正ルールを引き続き維持する必要性は薄れたと考えられることから、適正ルールの規定に従い、2019年3月29日開催の取締役会で、その有効期間が終了する2019年4月26日をもって適正ルールを継続しないことを決議し、適正ルールを廃止いたしました。

当社は、今後も、日本製鉄グループの一員として同社と緊密に連携し、引き続き企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に努めてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・適時開示体制の概要

(1) 適時開示に関する基本姿勢

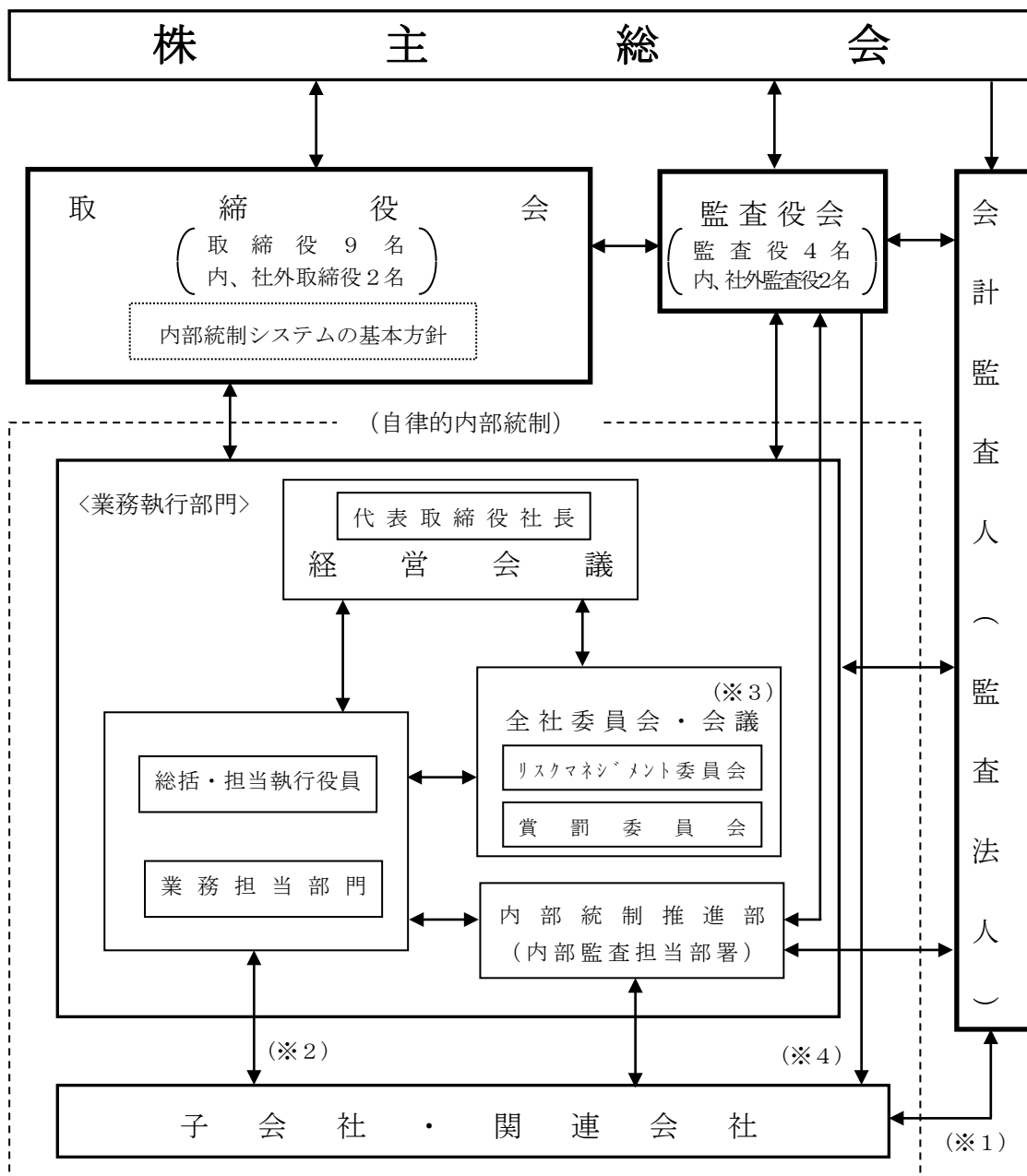
当社は、企業行動指針において、「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公平に開示する。」と定め、会社情報の開示を適時適切に行うことを基本姿勢としています。

(2) 適時開示に関する社内体制

当社は、適時開示が求められる会社情報(以下、重要事実)の管理、ならびに適時開示を以下のとおり行っております。

- (イ) 重要事実の発生に係る部署及び重要事実を入手した部署を重要事実管理部署とし、当該部署長を管理責任者とする。
- (ロ) 重要事実管理部署長は、所管する情報が重要事実にあたるかどうかについて、情報取扱責任者(総務部を担当または総括する取締役)に確認を行う。
- (ハ) 総務部は重要事実の公表の要否、時期、方法等を重要事実管理部署と協議のうえ決定し、重要事実の公表時点に至るまでの間、その関連の情報を厳重に管理する。
- (ニ) 重要事実のうち、決定事実及び決算情報については、社長に報告し、取締役会の決議後、遅滞なく適時開示を行う。発生事実については、社長に報告し、発生後遅滞なく適時開示を行う。
- (ホ) 重要事実の公表は、できる限り早期に行うことを原則とし、情報取扱責任者がこれを行う。

＜当社におけるコーポレート・ガバナンス及び内部統制の仕組み＞



- (※1) 監査法人による子会社及び関連会社の監査は、連結決算の監査を通じて行っております。
- (※2) 子会社及び関連会社ごとに監督部署を設定しております。
- (※3) 安全保障貿易管理委員会、環境保全委員会、総合予算委員会等の委員会・会議体を設置しております。
なお、コンプライアンス違反の未然防止と再発防止のため、内部通報制度「コンプライアンス相談窓口」を設置しております。
- (※4) 監査役は、必要に応じて子会社における業務及び財産の状況について調査を行っております。

<当社における適時開示体制の概要図>

